

苦情解決の取組み

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

苦情要望にお応えするために

「いるかデイ東見前」では、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 82 条及び放課後等デイサービスガイドライン（平成 27 年 4 月 1 日付／厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知／障発 0401 第 2 号）に基づき、利用者等からの苦情要望にお応えする取組みを行っています。

公表の取組み

一定の期間ごとに、受け付けた苦情の件数、内容、対応結果等を取りまとめ、保護者等への公表を行っています。

令和元年度の状況

- ◎ 苦情はありませんでした。
- ◎ 意見要望等は 2 件寄せられました。

【令和元年 8 月】

- ・ 意見要望等
主に長期休みに利用することが多いが、いつもイベントを楽しみに通っています。
学習するときは学習できる環境にあるので、きりかえもスムーズにできて良いと思います。

【令和元年 9 月】

- ・ 意見要望等
いつも丁寧な対応をして頂き、ありがとうございます。これからも宜しくお願い致します。

【いるかデイ東見前】

支援方法や内容について、ご期待や信頼をお寄せいただき、とても職員の励みになり感謝を申し上げます。

今後も、安心・信頼して利用していただけるように、職員の資質向上に努め、療育支援はもとより保護者支援の充実を図ってまいります。